Be a Great Small.
中小機構

〈助成対象　福島県原災避難12市町村等〉
（12市町村：富岡町、浪江町、川俣町、葛尾村、飯舘村、川内村、楢葉町、広野町、双葉町、大熊町、南相馬市、田村市）

令和8年度仮設施設有効活用等支援事業(助成)のご案内

東日本大震災の原発災害の避難指示区域に指定された福島県12市町村の被災事業者のために中小機構が整備した仮設施設については、仮設施設を所有する市町村に対して次の費用を助成します。

【1. 助成の内容】

仮設施設有効活用等支援事業(助成)は、次の3つの事業に対して助成します。

①仮設施設の「長期利用」に係る助成

仮設許可により整備した施設を、長期間利用し有効活用するため一般建築物とする際の必要な修繕費、建築確認手数料などを助成します。

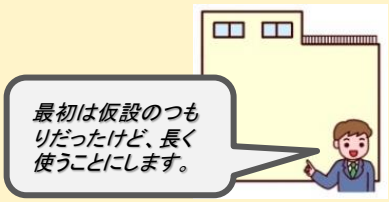

②仮設施設の「移設」に係る助成

仮設施設の移設に必要な工事費などを助成します。

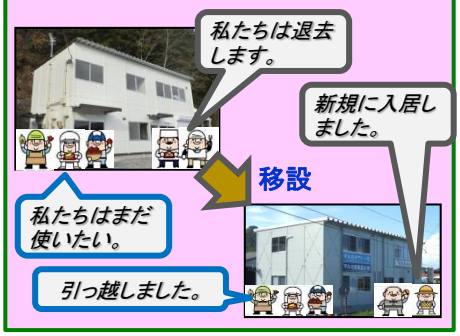

③仮設施設の「撤去」に係る助成

仮設施設の撤去に必要な工事費を助成します。

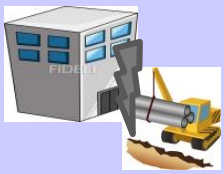

【2. 助成のための要件】

［要件1］ 原災避難12市町村の被災事業者が入居している(していた)仮設施設
（または、12市町村の避難住民を支援する目的で整備された仮設施設）

［要件2］ 中小機構が整備し、原災避難12市町村等に譲渡し、「現に市町村が所有」している仮設施設

①「長期利用」の要件

・当初完成後から**8年間**、市町村が施設を所有することが必要です。

※当初完成後5年経過した施設は対象外

②「移設」の要件

・右記**③と同様の要件**に加えて、以下の要件が必要です。

・できる限り現存する**仮設施設の部材を再利用**すること。
・移設後の施設は**現存する仮設施設の延床面積以下**であること。
・移転先は、原則、**施設を所有することになる市町村の土地**であること。
・**建築確認**の手続をとること。
・移設**完成後5年以上、市町村が所有**すること。

③「撤去」の要件

・復興関連事業で撤去が必要な場合は、**その事業で制度上、仮設施設の移転補償費等が出ない**ことが必要です。

【3. 助成の対象経費、助成限度額】

	長期利用助成金	移設助成金	撤去助成金
助成対象経費	・建築確認申請等の手数料 ・建築確認を取得するために必要となる軽微な修繕工事費	・仮設施設の解体、撤去の工事費 ・移設施設の整備の設計費、工事費等	・仮設施設の解体、撤去の工事費
助成対象比率	10／10以内	10／10以内	10／10以内
助成限度額	全　額	全　額 （上限あり）	全　額
その他留意事項		右記「撤去助成金」と同様の事項に加えて、次の点にご留意ください。 ・入居者に対する休業補償等に係る費用は助成対象外 ・移転先の土地の造成費等は対象外	原則、入居者の原状回復義務に係るものは助成の対象外。ただし、入居者等が設置した、建物と一体不可分な間仕切り壁、壁紙、床仕上げ等も助成の対象とすることができますが、動産は対象になりません。

※上記の助成メニューは建物棟ごとに選べます。

【4. 助成金の流れ】

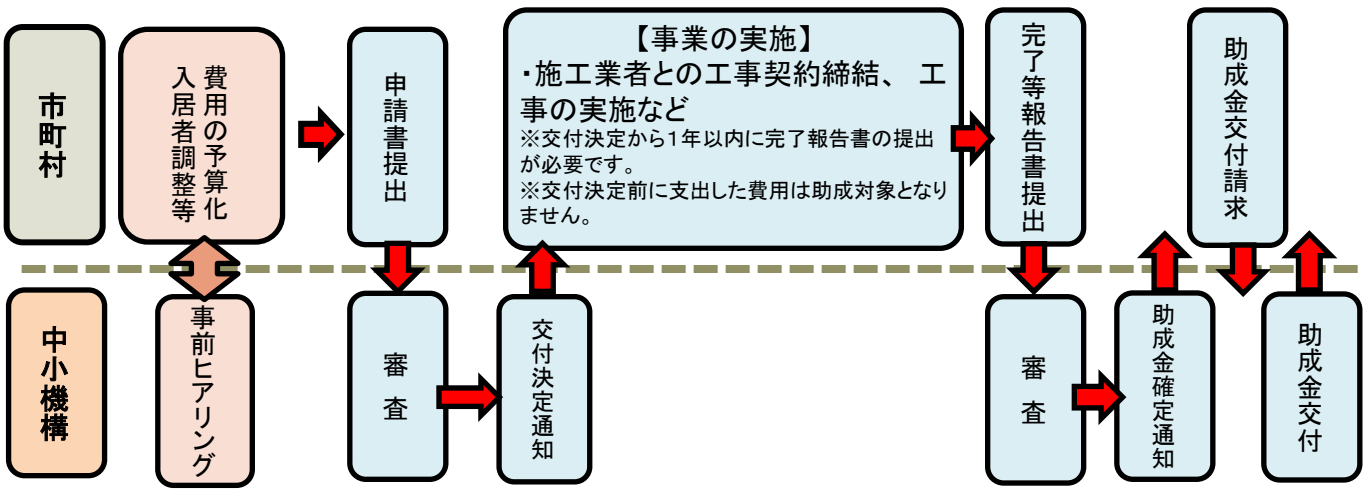

※必ず、申請書提出前に**機構の事前ヒアリング**を受ける必要があります。

※予算額がなくなった場合は、本助成事業は年度途中で終了する場合があります。

Be a Great Small.
中小機構

＜お問合せ先＞
独立行政法人中小企業基盤整備機構
災害対策支援部　災害対策支援課
TEL:03－5470－1501
FAX:03－5470－1548
〒105-8453
東京都港区虎ノ門3－5－1　虎ノ門37森ビル6階

20260410改